

常滑武豊衛生組合職員の表彰に関する規程

平成14年3月29日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、常滑武豊衛生組合職員の表彰について必要な事項を定める。

(職員の範囲)

第2条 職員の範囲は、常滑武豊衛生組合職員定数条例（昭和37年条例第3号）第1条に規定する職員とする。

(表彰)

第3条 管理者は、次に掲げる期間勤続した職員（以下「被表彰者」という。）を表彰する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職を除く。）同法第29条の規定による停職並びに同法第55条の2の規定による休職期間は除く。

(1) 20年の期間

(2) 35年の期間

(表彰の方法)

第4条 管理者は、被表彰者に対し、表彰状を授与する。

2 管理者は、被表彰者に対し、常滑武豊衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和37年条例第7号）第2条第3号の規定により、次に掲げる期間についてその職務に専念する義務を免除することができる。

(1) 前条第1号 3日間

(2) 前条第2号 5日間

(表彰の時期)

第5条 表彰は毎年定期に行う。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は公布の日以後に該当した職員から対象とする。